



「くるみん」
子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けた旨を示すマーク。

仕事と育児の両立支援制度

育児のために休業したい！どれくらい休業できるの？

育児休業

・原則として、**子が1歳(保育所等に入れない等の場合は最長2歳)**に達するまで(父母ともに休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間)取得できます。

・特別の事情がない限り、休業は1人の子につき1回(1歳6か月、2歳までの休業は別に取得可能)ですが、子の出生後8週間以内に最初の休業を取得した場合は、特別な事情がなくても、再度休業を取得できます。

・**有期契約労働者**であっても、以下の要件を満たせば、取得できます。

①入社1年以上であること

②子が1歳6か月(2歳までの休業の場合は2歳)に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

子どもが熱を出して、休まなければいけなくなつたけど、どうしよう・・・

子の看護休暇

・小学校入学前の子について、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるために休暇を取得できます。

・小学校入学前の子が**1人の場合は年間5日、2人以上の場合は10日**利用できます。

・**時間単位**で利用できます。

小学校入学前とは、子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までの期間のことです。

残業を免除してほしい！

所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する労働者が事業主に請求した場合、所定外労働を免除します。

少しなら残業できるけど、長時間はできない・・・

時間外労働の制限

小学校入学前の子を養育する労働者が事業主に請求した場合、時間外労働を1か月24時間、1年150時間以下にします。

深夜の就業を免除してほしい！

深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する労働者が事業主に請求した場合、22時～5時の就業を免除します。

保育所の送迎があるので、勤務時間を短くできないかな？

所定労働時間の短縮措置

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者に関して、**1日の所定労働時間を6時間とする制度等**を設けなければなりません。

育児・介護休業法では、育児休業等の制度の申出や取得等を理由として、労働者に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止しています。



育児・介護休業法の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

休業中の収入面が心配・・・

育児休業給付金

雇用保険被保険者が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たせば、原則として**育児休業開始前賃金の67%(休業開始から6か月経過後は50%)**が支給されます。詳細はハローワークへ。

ハラスメント防止措置義務

事業主は、育児休業等を理由とする上司・同僚からの嫌がらせ等を防止する措置を講じなければなりません。

※入社1年未満の労働者等は制度の対象外となります。